

号外第3 (令和元年6月14日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

**[条例]**

△	横浜市新たな劇場整備検討委員会条例【政策局政策課】	2
△	横浜市みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例【文化観光局MICE振興課】	3
△	横浜市道路附属物自動車駐車場条例【道路局施設課】	5
△	横浜市行政不服審査条例の一部を改正する条例【総務局法制課】	10
△	横浜市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税制課】	11
△	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民活動支援課】	19
△	区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例【市民局区連絡調整課】	20
△	横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局放課後児童育成課】	21
△	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例【資源循環局施設課】	22
△	横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	23
△	横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	26
△	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	27
△	横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	29
△	横浜市火災予防条例の一部を改正する条例【消防局予防課】	31
△	横浜市立学校条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学校計画課】	33
△	横浜市水道条例の一部を改正する条例【水道局給水維持課】	34

**[規則]**

△	横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【建築局建築企画課】	35
---	--------------------------------	----

---

## 条 例

---

横 浜 市 新 た な 劇 場 整 備 検 討 委 員 会 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 元 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 2 号

横 浜 市 新 た な 劇 場 整 備 検 討 委 員 会 条 例

( 設 置 )

第 1 条 横 浜 市 に お け る 文 化 芸 術 の 創 造 及 び 発 信 の 新 た な 拠 点 と な り、ま ち の 活 性 化 に つ な が る 新 た な 劇 場 の 整 備 を 検 討 す る た め、市 長 の 附 属 機 関 と し て、横 浜 市 新 た な 劇 場 整 備 検 討 委 員 会 ( 以 下 「 委 員 会 」 と い う 。 ) を 置 く。

( 所 掌 事 務 )

第 2 条 委 員 会 は、市 長 の 諮 問 に 応 じ て、前 条 の 目 的 を 達 成 す る た め、次 に 掲 げ る 事 項 に つ い て 調 査 審 議 し、答 申 し、又 は 意 見 を 具 申 す る。

(1) 新 た な 劇 場 の 整 備 の 検 討 に 関 す る 事 項

(2) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 事 項

( 組 織 )

第 3 条 委 員 会 は、市 長 が 任 命 す る 委 員 12 人 以 内 を も っ て 組 織 す る。

2 市 長 は、委 員 会 に、特 別 又 は 専 門 の 事 項 を 調 査 審 議 さ せ る た め 必 要 が あ る と き は、臨 時 委 員 そ の 他 こ れ に 準 ず る 委 員 を 置 く こ と が で き る。

( 委 任 )

第 4 条 こ の 条 例 に 定 め る も の の ほ か、委 員 会 の 組 織 及 び 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は、市 長 が 定 め る。

附 則

こ の 条 例 は、公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第3号

横浜市みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、西区みなとみらい一丁目3番の1に所在する地下駐車場（以下「みなとみらい公共駐車場」という。）の公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）に係る実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定)

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、みなとみらい公共駐車場の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができる。

(民間事業者の選定の手続)

第3条 前条の規定により公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他実施方針で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認められた者を選定事業者として選定する。

(1) みなとみらい公共駐車場の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) みなとみらい公共駐車場の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

3 市長は、前項の規定により選定事業者を選定しようとするときは、横浜市民間資金等活用事業審査委員会（横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）別表に規定する横浜市民間資金等活用事業審査委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

(運営等の基準)

第4条 第2条の規定により市長が公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、みなとみらい公共駐車場を、常に良好な状態において維持管理し、経済的価値を十分に発揮するよう最も効率的にこれを運営しなければならない。

2 みなとみらい公共駐車場の入出庫時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定める。

（業務の範囲）

第5条 公共施設等運営権者は、みなとみらい公共駐車場の運営、維持管理等に関する業務を行う。

2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができる。

（利用料金）

第6条 みなとみらい公共駐車場の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、みなとみらい公共駐車場の利用状況等を勘案して適正な額を公共施設等運営権者が定める。

2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合には、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

（公共施設等運営権の対価）

第7条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価の額」という。）を徴収する。

2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

横浜市道路附属物自動車駐車場条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第4号

横浜市道路附属物自動車駐車場条例

横浜市道路附属物自動車駐車場条例（平成8年12月横浜市条例第67号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場として、横浜市に道路附属物自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

2 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（休場日及び入出場取扱時間）

第2条 駐車場の休場日及び入出場の取扱時間は、規則で定める。

（駐車することができる自動車）

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、規則で定める。

（指定管理者の指定等）

第4条 次に掲げる駐車場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(1) 駐車場の利用に関すること。

(2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

5 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第14条第1項に規定する横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

（指定管理者の指定等の公告）

第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（管理の業務の評価）

第6条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げる駐車場の管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

(利用料金等)

第7条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 指定管理者は、回数駐車券及び定期駐車券を発行することができる。

3 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 利用者は、駐車場から自動車を出場させるときに利用料金を納付しなければならない。ただし、回数駐車券又は定期駐車券の発行を受ける場合は、当該発行を受けるときに利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還等)

第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

2 定期駐車券による利用者が駐車場の休場により当該駐車場を利用できなかった場合で、当該利用者の申出があったときは、指定管理者は、当該定期駐車券の通用期間を延長することができる。

(定期駐車券の再発行)

第10条 定期駐車券による利用者が定期駐車券の紛失その他これに類する事由により駐車場を利用できなくなった場合で、当該利用者の申出があったときは、指定管理者は、定期駐車券を再発行しなければならない。

(駐車場の利用に関する標識)

第11条 指定管理者は、駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、次に掲げる事項を明示した標識を掲示しなければならない。

(1) 利用料金の額

(2) 駐車することができる時間

(3) 利用料金の徴収方法

(4) その他駐車場の利用に関し必要と認める事項

(入場の拒否)

第12条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 第3条に規定する自動車以外の自動車を入場させようとするとき。
- (2) 駐車場の構造上、自動車を駐車することができないとき。
- (3) 自動車が発火性又は引火性を有する物品その他の危険な物品を積載しているとき。
- (4) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(禁止行為)

第13条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自動車の駐車以外の目的で、みだりに駐車場内に立ち入ること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。
- (4) 騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- (5) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 継続して7日を超えて自動車を駐車すること（定期駐車券の通用期間内の駐車を除く。）。
- (7) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 指定管理者は、前項各号に掲げる行為をした者に対し退場を命ぜることができるほか、当該行為の防止及び是正に関し必要な措置を講ずることができる。

(横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会)

第14条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者による駐車場の管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市道路附属物自動車駐車場指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市道路附属物自動車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金について適用し、同日前の駐車料金については、なお従前の例による。

3 施行日前に発行を受けた回数駐車券及び定期駐車券は、なお従前の例により使用することができる。

(準備行為)

4 駐車場に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第1条第2項）

名 称	位 置
横浜市ポートサイド地下駐車場	横浜市神奈川区
横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	横浜市中区
横浜市日本大通り地下駐車場	
横浜市馬車道地下駐車場	
横浜市福富町西公園地下駐車場	
横浜市山下町地下駐車場	

別表第2（第7条第3項）

(1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1自動車の種別欄に掲げる普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）に係る利用料金

料 金 区 分		利 用 料 金
一般料金	横浜市ポートサイド地下駐車場	駐車時間30分までごとに315円
	横浜市伊勢佐木長者町地下駐車場	駐車時間30分までごとに400円
	横浜市日本大通り地下駐車場	駐車時間30分までごとに600円
	横浜市馬車道地下駐車場	駐車時間30分までごとに350円
	横浜市福富町西公園地下駐車場	駐車時間30分までごとに310円
	横浜市山下町地下駐車場	駐車時間30分までごとに500円
回数駐車券料金		券面額の総額2,200円を2,000円
		券面額の総額3,300円を3,000円
		券面額の総額5,500円を5,000円
		券面額の総額6,600円を6,000円
		券面額の総額11,500円を10,000円
		券面額の総額24,000円を20,000円
	券面額の総額62,500円を50,000円	
定期駐車券料金		1箇月 34,500円

(2) 道路運送車両法施行規則別表第1自動車の種別欄に掲げる小型自動車及び軽自動車（二輪自動車に限る。）に係る利用料金



名 称	利 用 料 金
横浜市馬車道地下駐車場	駐車時間30分までごとに50円。ただし、1回の利用につき合計額が800円を超えるときは、800円
横浜市山下町地下駐車場	

(備考)

「1回の利用」とは、午前零時からその日の午後12時までの間において連続して駐車することをいい、2日以上にわたって連続して駐車する場合は、各日の駐車を「1回の利用」とする

。

横 浜 市 行 政 不 服 審 査 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る  
。

令 和 元 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 5 号

横 浜 市 行 政 不 服 審 査 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 行 政 不 服 審 査 条 例 （ 平 成 27 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 71 号 ） の 一  
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 中 「 日 本 工 業 規 格 」 を 「 日 本 産 業 規 格 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 元 年 7 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第6号

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

(横浜市市税条例の一部改正)

第1条 横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第17条第8項中「、個人の市民税とこれを」を「、個人の市民税、法第41条第1項の規定によりこれと」に、「又は固定資産税と」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第135条第1項の規定により」に、「とこれを併せて徴収する個人の県民税については、第6項」を「、個人の県民税及び森林環境税に対する第6項の規定の適用については、同項」に改める。

第31条第2項中「においては」を「には、法又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか」に、「をあわせて」を「及び森林環境税を併せて」に改める。

第33条の5第2項本文中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、その納税者に未納の徴収金があるときは、その還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、その特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

第33条の5の7第2項本文中「例によって」を「例により」に改め、同項ただし書を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、その特別徴収対象年金所得者に未納の徴収金があるときは、その還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、その特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

第34条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第34条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。  
6 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けるた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第21条第1項第1号に掲げる者が、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち同条第6項の規定に基づく総務省令で定めるものについては、同項の規定に基づく総務省令で定める記載によることができる。  
第34条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第34条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第21条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同条第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第35条第1項中「第7項又は第8項」を「第8項又は第9項」に、「によつて」を「により」に改める。

附則第6条第1項中「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長に」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この条において「都道府県知事等」という。）に」に、「当該地方団体の長」を「当該都道府県知事等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項第3号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同項第4号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第9条第1項中「第18項、第32項、第37項、第43項、第44項並びに第46項」を「第19項、第33項、第38項、第44項、第45項並びに第47項」に改め、同条第6項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に、「5分の3」を「2分の1（当該償却資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、5分の3

)」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「附則第15条第32項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第10項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第11項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第12項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第13項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第16条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第72条の3第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第17条中「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	1,000円
第73条第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項各号に掲げるガソリン軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち、3輪以上のものに対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	2,000円
----------	--------	--------

第73条第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち、3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	3,000円
第73条第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第18条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第7項」を「第4項」に改め、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第17条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第18条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

（横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年2月横浜市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち横浜市市税条例附則第17条の改正規定中「第4項

- 」を「第7項」に改める。
- 第4条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年10月横浜市条例第53号）の一部を次のように改正する。
- 第1条のうち、横浜市市税条例第33条の6に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第7項に係る部分に限る。）中「この項及び次項」を「この条」に改め、「（次項」の次に「及び第9項」を加え、「その他法第321条の8第42項の規定に基づく総務省令で定める方法」を削り、同改正規定（第33条の6第9項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。
- 10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は法第321条の8第46項後段に規定する総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う第7項の申告についても、同様とする。
- 11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法第321条の8第47項の規定に基づく総務省令で定める事項を記載した申請書に同項の規定に基づく総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（前項に規定する理由が生じた日が同条第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。)又は法第321条の8第4項、第19項若しくは第23項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを市長に提出しなければならない。

12 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法第321条の8第53項の規定に基づく総務省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

13 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

14 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第12項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1項第3号中「3項」を「8項」に改める。

附則第6項中「第9項」を「第14項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中横浜市市税条例(以下「条例」という。)附則第6条の改正規定及び附則第7項の規定 令和元年6月1日

(2) 第1条中条例附則第16条の6に1項を加える改正規定、条例附則第17条第1項の改正規定、同条に3項を加える改正規定及び条例附則第18条の改正規定並びに附則第8項及び第9項の規定 令和元年10月1日

(3) 第1条のうち条例第34条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに条例第34条の3、第34条の4及び第35条第1項の



改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和2年1月1日

- (4) 第1条のうち条例第34条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定及び附則第4項の規定 令和3年1月1日
- (5) 第2条及び附則第10項の規定 令和3年4月1日
- (6) 第1条中条例第17条第8項、第31条第2項、第33条の5第2項及び第33条の5の7第2項の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 令和6年1月1日  
(市民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第17条第8項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第33条の5第2項及び第33条の5の7第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額について適用し、令和5年度分までの個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額については、なお従前の例による。
- 4 新条例第34条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第34条第6項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第34条の4第1項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第34条の4第1項に規定する申告書について適用する。
- 7 新条例附則第6条の規定は、市民税の所得割の納税義務者（以下この項において「納税義務者」という。）が附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」と

いう。)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、納税義務者が同日前に支出した地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「旧法」という。)第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、納税義務者が附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日から令和元年12月31日までの間に支出する新法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金に係る新条例附則第6条第2項の規定の適用については、同項第3号中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)」と、「送付した」とあるのは「送付し、又は横浜市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年6月横浜市条例第6号)第1条の規定による改正前の横浜市市税条例附則第6条第1項に規定する申告特例通知書を送付した」とし、納税義務者が平成31年1月1日から令和元年5月31日までの間に支出した旧法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金に係る第1条の規定による改正前の条例附則第6条第2項の規定の適用については、同項第3号中「送付した」とあるのは、「送付し、又は横浜市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年6月横浜市条例第6号)第1条の規定による改正後の横浜市市税条例附則第6条第1項に規定する申告特例通知書を送付した」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 8 新条例附則第16条の6第3項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 9 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 10 第2条の規定による改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第7号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人木々の会の項及び特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人木々の会の項及び特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会の項の規定は、これらの規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 元 年 6 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 条 例 第 8 号

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 ( 昭 和 34 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 の 表 緑 区 の 項 区 域 の 欄 中 「 、 中 山 町 」 を 削 り 、 「 中 山 四 丁 目 」 の 次 に 「 、 中 山 五 丁 目 、 中 山 六 丁 目 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第9号

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第10号

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第38条の7第4号中「又は農学の」を「、農学又はこれらに相当する」に改め、同条第6号及び第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第11号

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「長さの合計は」を「幅員は」に、「幅員に」を「長さの合計に」に改め、同項の表を次のように改める。

路地状部分の長さの合計	路地状部分の幅員
15メートルを超え25メートル以下のもの	3メートル以上
25メートルを超えるもの	4メートル以上

第4条第2項各号列記以外の部分中「基準（当該建築物が、一戸建の住宅の用途に供するもので、かつ、当該用途以外の用途に供しないものであるときは、第1号に掲げる基準）に適合する」を「ものである」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 地階を除く階数が2以下の一戸建ての住宅
- (2) 次に掲げる基準の全てに適合するもの
  - ア 次のいずれかの用途に供するもので、かつ、それぞれ当該各規定に掲げる用途のみに供するものであること。
    - (ア) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの
    - (イ) 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供するもの（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル未満のものに限る。）
    - (ウ) 住戸の数が3以下の長屋
  - イ 外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が0.5メートル以上であること。
  - ウ 建築物の主要な出入口から道路に通ずる幅員1.8メートル以上の通路が敷地内に設けられていること。
- (3) 前2号に規定する建築物に附属する平家建の建築物（令第130条の5に規定するものを除く。）で、床面積の合計が50平方メートル以内のもの（前号に規定する建築物に附属するものにあつては、同号イの基準に適合するものに限る。）

第4条第2項第4号を削る。

第4条の2第1項中「一戸建の住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

第4条の5第4項第1号中「もの以外の用途に供する」を「用途に供しない」に改める。

- 第5条第1項中「この節」を「この条及び第7条」に改める。
- 第6条第4項中「第2項」を「前3項」に改める。
- 第24条第1項中「、連続店舗」を削る。
- 第33条第1項中「もの」の次に「(階数が3以下で延べ面積が20平方メートル未満のものを除く。)」を加える。
- 第53条の2を次のように改める。
- 第53条の2 削除
- 第53条の9中「第67条の2」を「第66条」に、「第67条の4」を「第67条の2」に改める。
- 第54条の2中「第86条の4第1項」を「第86条の4」に改める。
- 第55条中「、第4条の2、第5条」、「、第24条、第29条」及び「、第47条、第47条の2」を削り、「第53条」を「第51条」に改める。
- 第56条に次の1項を加える。
- 6 法第3条第2項の規定により第53条の3から第53条の5までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更については、法第87条第3項の規定にかかわらず、第53条の3から第53条の5までの規定は、適用しない。
- 第56条の3第2項第5号中「構造」の次に「とし、当該道の縦断勾配が9パーセントを超える部分にあっては、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合を除き、滑り止めの措置を講じたもの」を加え、同号を同項第8号とし、同項第4号を同項第7号とし、同項第3号中「はさむ」を「挟む」に、「すみ切り」を「隅切り」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第2号を第5号とし、第1号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。
- (3) 袋路状道路の終端には、令第144条の4第1項第1号ハに規定する自動車の転回広場を設けなければならない。ただし、市長が安全上支障がないと認め、又は周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
- (4) 両端が他の道路に接続し、かつ、接続する道路の一端が四輪の自動車の通行に支障がある道は、袋路状道路とみなして、令第144条の4第1項第1号及び前号の規定に適合するものとしなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
- 第56条の3第2項に第1号として次の1号を加える。
- (1) 道は、直接に、又は四輪の自動車の通行に支障がない他の道路その他の空地を經由して、幅員6メートル以上の道路に接続しなければならない。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、この限りでない。
- 第56条の6第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。



第58条第1項中「第53条の2」を「第53条の3」に改める。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の3第2項第5号の改正規定、同号を同項第8号とし、同項第4号を同項第7号とする改正規定、同項第3号の改正規定、同号を同項第6号とし、同項中第2号を第5号とし、第1号を第2号とし、同号の次に2号を加える改正規定及び同条第2項に第1号として1号を加える改正規定 令和元年10月1日

(2) 第33条第1項、第53条の9、第54条の2及び第56条の6第1項の改正規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に規定する施行の日

( 経 過 措 置 )

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第12号

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例及び横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例

(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年6月横浜市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(7) 法第87条の3の規定により建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合

(横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例(平成26年12月横浜市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第86条の4第1項」を「第86条の4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第13号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 6 法第3条第2項の規定により第6条第1項から第3項まで、第6条の2第1項若しくは第2項、第7条、第9条第1項、第10条第1項から第4項まで又は第10条の2第1項の規定の適用を受けない建築物について、その用途を変更する場合においては、法第87条第3項の規定にかかわらず、第6条第1項から第3項まで、第6条の2第1項若しくは第2項、第7条、第9条第1項、第10条第1項から第4項まで又は第10条の2第1項の規定は、適用しない。

別表第1に次のように加える。

中山駅南口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画中山駅南口地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
-----------------	--

別表第2に次のように加える。

中山駅南口地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区 C 地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階及び2階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもの又は居住者の集会の用に供する室のみであるものを除く。）</li> <li>2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</li> <li>3 自動車教習所</li> <li>4 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</li> <li>5 倉庫業を営む倉庫</li> <li>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</li> </ol>
-----------------	----------------------	--

別表第7に次のように加える。

中山駅南口地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区 C 地区	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。</p>	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの</li> <li>2 公共用歩廊その他これに類する安全上、防火上及び衛生上支障がないもの</li> </ol>
-----------------	----------------------	--	---

別表第8に次のように加える。

中山駅南口地区地区整備計画区域	A 地 区	31メートル	—
	B 地 区	31メートル（計画図に示す区域アにおいては100メートル）	
	C 地 区	31メートル	

別表第12に次のように加える。

中山駅南口地区地区整備計画区域	A 地 区	100分の10	
	B 地 区		
	C 地 区	100分の6.5	

別表第13に次のように加える。

中山駅南口地区地区整備計画区域	A 地 区 B 地 区 C 地 区	<p>1 建築物の壁面による圧迫感を軽減するため、建築物の柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節するものとする。</p> <p>2 店舗等の用に供する部分で、計画図に示す歩道状空地1、歩道状空地2及び歩道状空地4に面する1階部分並びに計画図に示す歩行者用通路3に面する部分は、開口部を設けるなど建築物内部の活動やにぎわいが望めるようなものとする。</p> <p>3 屋外に設ける建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、周囲から容易に望見されないよう遮蔽するなど周囲に配慮したものとする。</p> <p>4 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p>	—
-----------------	-------------------------	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第14号

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び横浜都心機能誘導地区建築条例の一部を改正する条例

(横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条の2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号並びに法第87条第3項の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

(横浜都心機能誘導地区建築条例の一部改正)

第2条 横浜都心機能誘導地区建築条例(平成17年12月横浜市条例第116号)の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和25年政令第338号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第3条の次に次の2条を加える。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第3条の2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について、当該建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合で、用途変更後の別表第2第1項に掲げる用途に供する部分の容積率が基準時(当該建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条第1項の規定の適用を受けない期間の始期をいう。)におけるその部分の容積率を超えないときは、法第87条第3項の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、準用しない。

（用途の変更に係る条例の規定が準用されない類似の用途の特例）

第3条の3 令第137条の19第3項の規定により条例で指定する第3条第1項の規定を準用しない類似の用途は、当該建築物が別表第2第1項に掲げるいずれかの用途である場合において、同項に掲げる他の用途とし、これら以外の用途の変更については、法第87条第3項に基づき、第3条第1項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第15号

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第35条の5第1号中「スプリンクラー設備（」の次に「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第2条第5号に規定する」を加え、「作動時間が60秒以内」を「、同省令第12条の表の標示温度区分が75度未満又は75度以上121度未満の各欄に応じた種別の欄にそれぞれ規定する一種」に改める。

第45条第1項ただし書中「第10条第1項各号」の次に「（第1号口に掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル未満のものを除く。）」を加え、同条第3項後段を削り、同条に次の4項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、第1項及び第2項の規定により設ける消火器具のうち、令別表第1(3)項に掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル未満のものに設置するものは、防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分から、それぞれ1の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければならない。

5 前項の場合において、当該防火対象物に変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、令別表第2において電気設備の消火に適応するものとされる消火器具を、防火対象物の階ごとに、当該電気設備のある場所の各部分から、それぞれ1の消火器具に至る歩行距離が20メートル以下となるように配置しなければならない。

6 第3項の規定にかかわらず、第1項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値の合計数は、当該防火対象物の床面積を150平方メートルで除して得た数以上としなければならない。

7 第3項の規定にかかわらず、第2項の規定により同項第3号に規定する場所に設ける消火器具のうち、令別表第1(3)項に掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル未満のものに設置するものは、省令第6条第1項から第3項まで及び第7項に規定する数値によるほか、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を25平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

## 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第35条の5第1号の改正規定は公布の日から、第19条第1項の改正規定は令和元年7月1日から施行する。



横浜市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第16号

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

横浜市立青木小学校
横浜市立池上小学校

を  
」

「

横浜市立青木小学校
-----------

に、  
」

「

横浜市立菅田小学校
-----------

を  
」

「

横浜市立菅田の丘小学校
-------------

に改める。  
」

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月14日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第17号

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料

1件につき 10,000 円

附 則

この条例は、水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行の日から施行する。

## 規則

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年6月14日

横浜市長 林 文子

## 横浜市規則第6号

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(横浜市事務分掌規則の一部改正)

第1条 横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第8条企画部の項建築防災課の部第2号中「第17号から第19号まで」を「第18号から第20号まで」に改め、同条建築指導部の項建築指導課の部中第19号を第20号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同部第10号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同号を同部第11号とし、同部中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 建築基準法第87条の3第5項又は第6項に基づく興行場等又は特別興行場等とする一時的な用途変更に係る建築物の使用の許可に関すること。

(興行場法施行細則の一部改正)

第2条 興行場法施行細則(昭和59年9月横浜市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「又は第6項」を「若しくは第6項又は第87条の3第5項若しくは第6項」に改める。

(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則(平成5年8月横浜市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第12条第2号中「若しくは第5項第3号」を「、第5項若しくは第6項第3号」に、「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改める。

(横浜市建築基準法施行細則の一部改正)

第4条 横浜市建築基準法施行細則(昭和38年2月横浜市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「第56条の3第2項第1号ただし書の規定により市長がやむを得ないと認める道路、同項第2号ただし書の規定により市長が支障がない若しくはやむを得ないと認める道路又は同項第3号ただし書の規定により市長がやむを得ない若

しくは必要がないと認める道路」を「第56条の3第2項第1号から第6号までのただし書又は第8号の規定に基づき、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認める場合に係るもの」に、「申請書等は」を「申請書等は、」に改める。

第7条第1項第1号ただし書中「一戸建の住宅」を「一戸建ての住宅」に改め、同条第2項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第9条第1項中「第3項」の次に「（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）法第87条の2第1項」を加える。

第13条第1項第5号中「はさむ」を「挟む」に、「すみ切り」を「隅切り」に改める。

第15条第2項、第6項及び第7項、第16条第2項、第3項、第5項及び第6項並びに第17条の3中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表第1中(55)の項を削り、(56)の項を(55)の項とし、(57)の項を(56)の項とし、(58)の項を(57)の項とし、(58)の2の項を(58)の項とし、(58)の2の2の項を(58)の2の項とし、(73)の項の次に次のように加える。

(73) の 2	地下室マンシ ョン条例第3 条の2の規定 が適用される 建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及 びその状況に関する事 項
----------------	---	---------	-------------------------------

別表第1(74)の項の次に次のように加える。

(74) の 2	都心機能誘導 地区条例第3 条の2の規定 が適用される 建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及 びその状況に関する事 項
	都心機能 誘導地区 条例第3 条の2第 2項の規 定が適用 される建 築物	各階平面図 床面積求積図	用途の変更に係る部分 用途変更後の都心機能 誘導地区条例別表第2 第1項に掲げる用途に 供する部分の床面積の 求積に必要な建築物の 各部分の寸法及び算式
(74) の 3	都心機能誘導 地区条例第3 条の3の規定 が適用される	既存不適格調書	既存建築物の基準時及 びその状況に関する事 項
		各階平面図	用途の変更に係る部分

建 築 物		
-------	--	--

別表第1(80)の項中「第86条の4第1項」を「第86条の4」に改める。

第8号様式中

「

公 告 番 号	第 号
図 面 作 成 者 住 所 氏 名	⑩

」

を

「

公 告 番 号	第 号
---------	-----

」

に改める。

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条中横浜市建築基準法施行細則第7条第1項第1号ただし書及び第13条第1項第5号の改正規定、別表第1の改正規定（同表(80)の項に係る部分を除く。）並びに第8号様式の改正規定並びに次項の規定 公布の日

- (2) 第4条中横浜市建築基準法施行細則第4条第1項ただし書の改正規定 令和元年10月1日

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の横浜市建築基準法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。